平成２９年（フ）第３１号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪473番地２
債務者　唐澤　早苗
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第３５号
広島県竹原市竹原町2527番地　丸子山住宅208号
債務者　中村　絹江
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第４６号
広島県江田島市江田島町宮ノ原２丁目33番１―103号
債務者　齊藤　和人
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第６０号
広島県呉市本通４丁目７―25　株式会社大竹山工業所403、住民票上の住所北海道札幌市白石区北郷３条６丁目３番20号　サンモリッツＥ－２号
債務者　齊藤　正法
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第５６号
宮城県石巻市鮎川浜熊野27番地８　市営鮎川熊野復興住宅10号、前住所宮城県石巻市鮎川浜清崎山１番地１　仮設鮎川小学校団地８―８号
債務者　佐藤　卓也
1　決定年月日時　平成29年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月27日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第４７９号
兵庫県三木市志染町青山５丁目24番地の９
債務者　新免　　慶
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２３号
神戸市中央区楠町１丁目１番１号
債務者　藤田　純子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３２号
神戸市垂水区瑞ケ丘８番14号
債務者　石原　康子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３８号
兵庫県三田市貴志1023番地２
債務者　別所　明奈
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５５８号
神戸市須磨区竜が台５丁目18番地　２号棟202号、従前の住所神戸市西区井吹台西町２丁目１番地　１―201号
債務者　上木場　隆
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０５９号
愛知県春日井市下市場町４丁目18番地３　サンブレイブ南城103号
債務者　児玉絵梨奈（旧姓森下）
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９０号
青森県八戸市青葉１丁目18番16号　秋山荘10号、前住所青森県八戸市柏崎６丁目23番２号
債務者　原子内光久
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
青森県八戸市南郷大字市野沢字新田７番地68サンコーポ南郷第４―201、前住所青森県八戸市大字新井田字松山中野場28番地21
債務者　尾崎　隼平
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第４４２号
仙台市泉区南光台４丁目28番６号
債務者　岡本　達雄
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
宮城県気仙沼市本吉町赤牛63番地２
債務者　芳賀　利恵
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第２２号
秋田県由利本荘市石脇字今町156番地38
債務者　真坂あけみ
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第１３号
福島県南相馬市原町区日の出町45―13、住民票上の住所秋田県湯沢市三梨町字宮田明神堂81番地
債務者　佐藤　光明
1　決定年月日時　平成29年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福島地方裁判所相馬支部